

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(<u>セクシュアル・ハラスメント</u>に関する措置)</p> <p>第38条 <u>セクシュアル・ハラスメント</u>の防止に関する措置については、京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）による。</p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 休業等</p> <p>(育児・介護休業等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 教職員は、大学に申出又は請求することにより、家族の介護をするために介護休業、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は<u>時間外勤務</u>若しくは深夜勤務の制限を受けることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(ハラスメントに関する措置)</p> <p>第38条 <u>ハラスメント</u>の防止に関する措置については、京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）による。</p> <p>第46条 (同 左)</p> <p>2 教職員は、大学に申出又は請求することにより、家族の介護をするために介護休業、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は<u>時間外勤務の免除若しくは制限</u>若しくは深夜勤務の制限を受けることができる。</p> <p>3 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(<u>セクシュアル・ハラスメント</u>に関する措置)</p> <p>第41条 <u>セクシュアル・ハラスメント</u>の防止に関する措置については、京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）による。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(ハラスメントに関する措置)</p> <p>第41条 <u>ハラスメント</u>の防止に関する措置については、京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）による。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(<u>セクシュアル・ハラスメントに関する措置</u>)</p> <p>第36条 <u>セクシュアル・ハラスメントの防止</u>に関する措置については、京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）による。</p> <p>（後 略）</p>	<p>(<u>ハラスメントに関する措置</u>)</p> <p>第36条 <u>ハラスメントの防止</u>に関する措置については、京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年1月1日から施行する。</p>